

### 香南市平和行進

池上まきどか

6月19日(土) 17時15分から香南市役所玄関前の駐車場まで平和集会を行いました。参加者は50名。「平和行進」の旗を先頭に南国市から引き継いだペナントを掲げて、商店街、あけぼの街道など土佐山田の中心を43名で歩きました。子どもたちに風船を配ったり、知りあいに声をかけたりしながら、にぎやかに香南市役所に帰ってきました。次は香南市です。

に日本陸軍が秘密兵器開発に取り組んだ拠点でした。今回案内をしてくださった渡辺賢二さんは、高校教員時代から30年にわたり、生徒や市民とともに、この地で極秘に進められていた研究の中身を明らかにし、証言を取りながら、現在の資料館の展示に関わられた方です。



女性「九条の会」高知の旅から

### 雄弁に語る資料・戦争遺跡 「女性『九条の会』高知」の旅から

の会員を含め、15名の参加者となりました。「女性『九条の会』高知」は、2005年に結成されて以来、機会あるごとに「九条の精神」を発信しています。

美佐 5月11日  
から13日までの3日間、別役「女性『九条の会』高知」は、川崎市の登戸研究所をはじめ、横須賀の貝山地下壕、川崎市平和館を訪れました。高退協からも3名の

その壮大さに驚くばかりでした。

山全体が、地下壕であり、複雑な内部の一部を懐中電灯の灯りを頼りに歩きました。遺跡としての力を発揮するには、まだまだ時間を要するようです。なお、この日の夕方からは、国会前集会へ参加し、充足感、頂点に達していました。

川崎市平和館「平和」を「人権」「飢餓」「貧困」「環境」などの観点からとらえ、人類がこれからとるべき方向を示唆する展示内容でした。さすが、「核兵器廃絶平

和都市宣言」の川崎市の平和館です。このような建物が、公的に運営されていることに驚きました。

今回、見学地からの学びはもちろんです。行程の案内や説明役を担当して下さった方々の知識の深さ、またその知力を外界に向けて発信する行動力・実践力に圧倒されました。

「平和」を語りかける遺産があります。建物や遺跡の中に漲っている力を強く感じた旅でもありました。

#### 高教組定期大会を開催

#### ダブル対応が多くの職員が足らない

高教組委員長 竹島久美

高教組では、六月十七日、定期大会を開催しました。

二日前に共謀罪が成立した中で、特別決議「憲法違反の共謀罪法案の強行採決に強く抗議します」をあげました。討論の中では、共謀罪の危険性ととも、学校運営の見直し、生徒にも話し合いのルールを教えるなど、学校現場で足もとからやっていくことの必要性も話されました。

発達障害、グレーゾーンの子どもが増加しています。知的障害児学校では教室が足らずク

### 全退教旅行愛媛

10月16日(月)より、2泊3日  
健康、安倍独裁、老後の生活など  
全国の会員と語りましょう。  
\*村上水軍博物館、講演、温泉、潮流体験などあり。  
\*1泊2日も可。 詳細案内同封。



ルダウンさせる部屋もなかなかない、ダブル対応が多く職員が足りない、香南市のある小学校では支援学級が受け入れられることができないくらい満杯、高校でも発達障害の生徒、グレーゾーンの生徒を受け入れているがホーム運営が大変、生徒をおさえる力がないとかではなく集団の力で支えるようにしなければならぬ、などの現状や意見が出されました。文科省から高校でも通級指導を取り入れる方向が示され、高知県でも研究指定校が置かれています。高教組としても学習を深め、県教組や他団体と連携して必要な条件整備を求めていかななくてはなりません。

その他には、ベネッセの基礎力診断テストかスタディサポートを全日制高校すべてで実施し、それを指標に基礎力が不足しているを判定された生徒を減らすとろくみが重要されています。それが現場の負担になりつつあること、臨時教員や初任者のおかれていく状況、寄宿舎指導員など少教職種の採用審査について、障害児学校の過密、寄宿舎が古いことによる子どもや職員の負担、病弱養護学校の再編などについて発言がありました。

機関誌「第38号 こうたいきょう」の発行を計画しています。詳細は、9月の発行の「高退協ニュース」に掲載します。ぜひとも、投稿を宜しくお願いします。  
機関誌編集担当者

### 高知県人権共闘17年度 総会および学習会 ご案内

今年の学習会は、「部落差別の解消の推進に関する法律」について学びます。今までの特別措置法が、「時限立法」であったのは、「部落差別」や同和行政の終結を期限を切ってめざすことが目的であったからです。しかしこの法律は「部落問題」を固定化し、「部落問題」解決を阻害することを目的とする永久法です。しっかりと具体的に解明していきます。

日時 8月26日(土) 15:30~ 婦人会館  
15:30~ 学習会「『部落差別の解消の推進に関する法律』は、真に部落差別を解消し、今までの間違っていた同和行政を改めるものなのか」(仮称)  
講師 谷脇和仁弁護士(高知法律事務所)

17:00~ 17年度 総会  
17:30~ 講師を囲んで懇親会(楽しいひと時を、高知城ホールにて)  
\*詳しくは、同封のビラをご覧ください。